# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道函館中部高等学校 令和7年(2025年)2月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

### 1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

いじめ とは?

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

## いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- •「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合も あるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当す るか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

## いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

#### 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

函館中部高校 (定時制) いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を 御覧下さい。 ◎「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識を踏まえ、本校生徒が楽しく充実した高校生活を過ごすことができる、いじめのない学校づくりを推進するために、「北海道函館中部高等学校いじめ防止基本方針」を策定している。

# 函館中部高校 (定時制) いじめ対策組織

の役割や活動

### ◎「いじめ防止委員会」

- 構成員: 校長、教頭、生徒部長、養護教諭、学級担任 ほか
- ・目 的:いじめ見逃しゼロ・いじめの早期発見・早期対応
- ・活 動:充実した教育相談の取組の企画・検討、定期的ないじめのアンケートの実施、生徒全員との教育相談週間の設定による生徒理解の取組。

# 本校の いじめ防止 プログラムの活動

#### ◎学校いじめ防止プログラム

- 年間2回のいじめの実態調査の実施
- 年間 2 回の教員全員で全校生徒との教育相談の実施
- ・スクールカウンセラー(外部専門家)との面談や助言による生徒理解活動の実施

## 不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の函館中部高校(定時制)のいじめ対策組織担当は、定時制 教頭です。 連絡先0138-52-0305(学校代表電話)

#### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日
		9~12時 13~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
渡島教育局教育相談電話(電話)	0138-47-9177	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局 生徒指導・学校安全課 Web ページ

